

大津市まちづくり協議会運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちづくり協議会に対し、予算の範囲内において、その運営に要する経費の一部を補助し、もって住民主体のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちづくり協議会」とは、大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱（令和2年1月1日制定）第4条の規定によるまちづくり協議会設立確認書の交付を受けた団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱によるまちづくり協議会運営補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、まちづくり協議会とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、会議、総会、研修会等の開催に係る経費、事務局の運営に係る経費、まちづくり協議会の活動の周知に係る経費、及び大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱第3条第2項の規定に基づき届け出た同項第4号のまちづくり計画書の改定に係る経費（他の補助金等の交付の対象となる経費を除く。）であって、市長が必要と認めるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と200,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。

3 1の補助対象者に対する補助金の交付は、1年度につき1回とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市まちづくり協議会運営補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市まちづくり協議会運営補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市まちづくり協議会運営補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市まちづくり協議会運営補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市まちづくり協議会運営補助金(精算払)交付請求書(様式第14号)とする。

2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市まちづくり協議会運営補助金(概算払)交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定(確定)取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市まちづくり協議会運営補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

大津市まちづくり協議会運営補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申請団体）

所在地 〒 -

団体の名称

代表者

連絡先

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市まちづくり協議会運営補助金の交付について次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支計画書 (3) その他市長が必要と認める書類

大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市まちづくり協議会運営補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	大津市補助金等交付規則及び大津市まちづくり協議会運営補助金交付要綱の規定を遵守すること。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市まちづくり協議会運営補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市まちづくり協議会運営補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申請団体）

所在地 〒

団体の名称

代表者

連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市まちづくり協議会運営補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	

様式第7号（第8条関係）

大津市まちづくり協議会運営補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申請団体）

所在地 〒

団体の名称

代表者

連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市まちづくり協議会運営補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	

大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市まちづくり協議会運営補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第 11 号 (第 9 条関係)

大津市まちづくり協議会運営補助事業中止 (廃止) 承認申請棄却 (却下) 決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助事業の中止 (廃止) について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市まちづくり協議会運営補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申請団体）

所在地 〒 -

団体の名称

代表者

連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市まちづくり協議会運営補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し (4) その他市長が必要と求める書類

大津市まちづくり協議会運営補助金交付確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助事業について、次のとおり大津市まちづくり協議会運営補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市まちづくり協議会運営補助金（精算払）交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申請団体）

所在地 〒 ー

団体の名称

代表者



連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市まちづくり協議会運営補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補助年度	年度	
補助事業の名称		
交付確定金額	円	
交付請求金額	円	
金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添付書類		

大津市まちづくり協議会運営補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

（申請団体）

所在地 〒 -

団体の名称

代表者



連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市まちづくり協議会運営補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助金を事前交付請求する理由	
補助金の既交付金額	円
交付請求金額	円
金融振込機関	金融機関名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号 普通・当座
	口座名義
添付書類	

様式第16号（第13条関係）

大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定（確定）取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定（確定）をした大津市まちづくり協議会運営補助金について、次のとおり交付決定（確定）を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市まちづくり協議会運営補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市まちづくり協議会運営補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。